

第 8 章 国際機関及び国際協力

第 1 節 国際機関

1 概 況

通信はその本来の性質からみて世界的なものであり、世界を通信で結ぶためには、まず第一に国際間に統一された合意を必要とする。そのため、郵便及び電気通信に関する国際協力を維持・増進するための政府間国際機関である万国郵便連合（UPU）及び国際電気通信連合（ITU）は、他の国際機関に先駆けて早くから設立され、既に 100 年に及ぶ歴史を有し、また、加盟国数においても 140 か国を越す大きな組織となっている。

毎日、無数のメッセージが有線、無線あるいは郵便によって、この地球上の人間の作った国境を越えて送られ、文化、社会及び経済の発展に貢献している。これらのことは今日では当然のこととされており、論議されることも極めてまれである。

このことは取りも直さず両連合の活動に対し最高級の評価が与えられていることを示す証拠である。なぜならば、もし両連合がなかったならば、我々はいまだに国内通信手段しか持たない羽目となっていたと思われるからである。

我々は効率的な国際通信業務を当然のことと思っているが、このことはおそらく過去 100 年間の両連合の業績を測る真の尺度であろう。

一方、宇宙空間の物体を無線通信の中継媒体として利用し、大洋をまたぐ長距離の広帯域通信網を改善しようという構想の下に発足した国際電気通信衛星機構（INTELSAT）も既に 10 年を経過し、そのメンバの構成においても、また、サービスの範囲においてもグローバルな広がりを見せている。

インテルサットは、人類の宇宙憲章といわれる「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」の法秩序の下に宇宙を背景に確立された新たな国際機構であり、今後進展が予想される海事衛星や海底資源開発等の国際協力分野に先例を提供するものとして評価されている。

2 万国郵便連合（UPU）

（1）概 要

万国郵便連合（加盟国154）は、1874年10月9日スイスのベルンで誕生し、1974年に創設100周年を迎えた。

創設100年を記念する第十七回大会議は、1974年5月22日から7月5日までの45日間スイスのローザンヌで加盟国のうち141か国が参加して開催された。この大会議では、900件を超える条約類の改正議案が審議に付されたが、我が国提出の郵便関係改正議案は、22件のうち1件を除きすべて採択された。主要な決定事項には、執行理事会及び郵便研究諮問理事会の理事国数の増加、国際事務局長及び次長の任命手続及び任期の改正、UPU経費の分担方法の改正、1976年から1980年までのUPU年次経費の最高限度額の決定、新規業務の導入に関する規定の創設、通常郵便物の料金の改正等があり、これら新条約類は、1976年1月1日から施行されることとなった。

我が国は、この大会議において、執行理事会及び郵便研究諮問理事会の理事国に再選された。

なお、我が国は国際事務局に職員2名を出向させている。

（2）執行理事会（CE）

我が国は、1969年の第十六回東京大会議以降1974年の第十七回ローザンヌ大会議までCEの議長国を務め、ローザンヌ大会議で過去5年間にわたるCEの活動全体について報告を行い、その任務を全うしたが、ローザンヌ大会議において再び理事国に選出され、更に財政委員会の議長国に指名された。したがって我が国は今後5年間、理事国として大会議からCEに付託された

種々の問題の研究に参加する一方、財政委員会議長国として委員会を主宰し、UPU の活動上最も重要な年次予算の編成、審議及び承認に直接関与するとともに、連合の財政上の諸問題を研究していくこととなった。

なお、ローザンヌ大会議から C E に付託された研究課題は約 60 件あるが、主要な課題には、国際事務局職員の人事に関する問題の研究、国際通貨制度の変更に合致した支払規則の改正案の作成、通常郵便物の料金体系、引受条件の簡素化の研究、郵便物運送のための航空路の最大限の利用、航空運送の基本料金率の研究等がある。

(3) 郵便研究諮問理事会 (CCEP)

1974 年 CCEP 会議は 10 月 7 日から 11 日までベルンで開催され、我が国も理事国の一員としてこの会議に参加した。

我が国は、前回の CCEP において合計 15 の作業部会に参加して加盟国の郵便事業の発展に寄与するとともに、我が国の郵便事業の改善のためにも有益な情報を得た。特に郵便作業の機械化及び自動化、郵便輸送手段の効果的利用等の分野において、我が国は優れた研究成果を加盟国に提供し高い評価を得た。

1974 年の CCEP 会議では、ローザンヌ大会議から付託された 35 件の新研究課題について、それぞれ作業部会の設置、主査国の決定が行われるとともに、継続研究についても研究成果の発表及び新メンバの参加決定が行われた。我が国は、新たに主査国 2 を含む 15 の作業部会のメンバ国となり、前回からの継続研究 7 と合わせて合計 22 の研究に参加することとなった。

(4) アジア・オセアニア郵便連合 (AOPU)

我が国は AOPU の加盟国として、特に技術協力の面で AOPU に積極的な貢献をしているが、郵便業務の面では、域内あての船便書状及び葉書の料金を一般外国あてより 40% 引き下げている。

3 国際電気通信連合 (ITU)

(1) 概 要

国際電気通信連合 (加盟国 144) は、国際連合の専門機関の一つで電気通信の分野において広い国際的責任を有する政府間国際機関である。

我が国は、1879年 (明治12年) に万国電信条約に加入して以来、引き続いて累次の条約の当事国となり、電気通信の分野における国際協力の実を上げてきており、1959年 (昭和34年) 以降は、連合の管理理事会の理事国及び国際周波数登録委員会の委員の選出国として連合の活動に積極的に参加している。また、連合の本部職員として我が国から現在7名が派遣されている。

(2) 管理理事会

管理理事会は、条約、業務規則、全権委員会議の決定並びに連合の他の会議及び会合の決定の実施を容易にするための措置をとり、また、全権委員会議から付託された案件を処理することを任務としている。

第二十九回会期管理理事会は、1974年6月から7月にかけての3週間スイスのジュネーブにおいて開催され、連合の会議・会合計画、1975年度予算、人事関係、技術協力関係等について検討を行った。

(3) アジア・大洋州プラン委員会の東京開催

アジア・大洋州プラン委員会は、1974年10月23日から30日まで、また、アジア・大洋州地域料金作業班は、1974年10月28日と29日の両日、それぞれ東京において開催された。

前者はアジア・大洋州地域における国際電気通信業務の秩序ある発展を容易にするため国際電気通信網一般計画を作成することを任務とし、後者はアジア・大洋州地域における電話及びテレックス業務の基本料金要素決定のためのコスト研究を行うことを任務としている。

これらの会合には26か国の主管庁、19の私企業、3の国際機関から166名が参加した。

今次会合においては、各国から提出するデータのフォーマットを作成した

こと、プラン委員会の調整委員会の機能を強化したことなどが主たる成果として上げられるが、これらはいずれも我が国が提出したペーパーが活発な討議のベースとなったためと思われる。

(4) 世界海上無線通信主管庁会議

ア. 会議の概要

世界主管庁会議は、国際電気通信条約を補充する業務規則を改正し、また、世界的な電気通信の問題を討議することを任務として、通常、海上移動通信、航空移動通信、宇宙通信等特定の分野における電気通信の問題を処理するため開催されるものである。今回開催された会議は、海上移動通信の問題を取り扱う主管庁会議であって、その目的は、前回の会議（1967年）以来の海上移動通信における無線通信技術の進歩を取り入れるとともに各種の運用方法等を改善し合理化するため、国際電気通信条約に附属する無線通信規則及び追加無線通信規則の関連する諸規定を改正整備することにあつた。会議は1974年4月22日から6月8日までジュネーブにおいて連合員90か国の参加のもとに開催された。

イ. 主要改正点

この会議で決定された主な改正点は次のとおりである。

- ① 単側波帯無線電話方式の発達普及に対応して、従来両側波帯方式を基礎として分配していた無線電話海岸局用短波周波数の国別の分配計画を単側波帯方式を基礎としたものに改めたこと。
- ② 電信、電話、印刷電信等通信方式別の通信需要の変遷に伴い、海上移動業務専用に分配されている短波周波数帯のうちモールス電信用の周波数帯を縮小して、この分を最近需要増の著しい複信電話及び今後需要増が予想される印刷電信等の周波数帯の増加に振り当てたこと。
- ③ 海上通信の自動化、高能率化の動向に沿って、選択呼出方式、狭帯域直接印刷電信方式、リンコンボックス方式等の新技術に関する規定を整備拡充したこと。すなわち、選択呼出方式については、従来認められていた連続単一周波数コード方式に加えて、我が国や米国が開発したデジ

タル方式も、CCIR の勧告に合致するものは使用できることとなり、短波帯にその専用周波数が設けられた。また、狭帯域直接印刷電信については、国際無線通信諮問委員会の勧告による特性が規定化されたほか細部にわたる運用規定が定められた。

なお、スペクトラムの一層の有効利用を図るため、印刷電信、単側波帯無線電話、モールス電信の機器の周波数許容偏差を厳しくする改正も同時に行われた。

- ④ 海上における VHF 帯の使用の増大及び多様化に伴い、海上移動 VHF チャンネルを電話以外に高速データ伝送、ファクシミリ及び狭帯域印刷電信にも使用できるようにするとともに、新設の船舶通航業務（船舶の移動に関する通信で港務通信以外の海上移動安全業務）にも使用できることとしたこと。
- ⑤ 短波帯の A1 モールス電信による船舶局と海岸局との間の通信連絡の設定の効率化を図るため、その呼出周波数、聴守の方法等に関する規定を大幅に改めたこと。
- ⑥ 船舶局の執務の改善を図るため、1日16時間の執務をする船舶局（第2種船舶局）及び同8時間の執務をする船舶局（第3種船舶局）について、個々の船舶の通信事情に応じ柔軟性をもって合理的に執務を行うことを可能にするため、従来それぞれ固定していた執務時間を、固定した執務時間と固定しない執務時間とに分けることとするとともに従来の GMT による地帯別執務時間によることをやめて、船舶時又は 15 度ごとの子午線により区分するゾーンタイムを採用することとしたこと。
- ⑦ 海上通信における無線電話の普及発達にかんがみ、無線電話の国際遭難周波数を中心として遭難通信制度の強化を図ることをねらいとして規定の改正を行ったこと。国際遭難周波数 2,182 kHz による遭難・安全通信の一層の疎通の確保を図るため、この周波数による沈黙時間制度の世界的実施、試験発射の禁止、呼出しの制限等について規定したほか、沿岸地域等近距離における遭難通信の円滑な実施に資するため、156.8

MHz を新たに国際遭難周波数として定めた。

- ⑧ 船舶が使用する無線設備は、自動通信技術、電子装置の導入等に伴い技術的にますます高度化し、かつ、多様化する傾向にあり、これらの最新の設備の操作、保守、修理等の技術を有する無線通信士の資格が必要となってきたため、現在の資格に加えて、新たに海上移動業務のみに従事する「無線通信士一般証明書」の資格を設けたこと。

今回の会議で採択された改正規則は1976年1月1日から発効することとなっており、この実施により当面の海上移動通信における技術的發展、各種需要の多様化に対応できる体制が整備されたこととなる。

なお、今次会議においては、将来その導入が確実であり、海上通信に革命をもたらすであろうと考えられる衛星通信については、その経験がほとんどないことから大きな改正がなされていない。次回の会議が開かれるころは海上通信も衛星通信時代に入っていると予想されるので、世界有数の海運国及び漁業国として海上通信の円滑な疎通が最も必要とされる我が国としては、新時代に対応できる対策を進めていく必要がある。

ウ. 国際周波数登録委員会 (IFRB) 委員の選挙

1973年マラガ・トレモリノス全権委員会議の決定に基づき、この主管庁会議において IFRB 委員の選挙が行われた。

IFRB 委員の数は5名であり、全世界をA地域(南・北アメリカ)、B地域(西欧)、C地域(東欧)、D地域(アフリカ)、E地域(アジア・大洋州)の5地域に分けて、各地域から1名ずつ選出されることとなっている。

我が国は今回の選挙により、1959年以来引き続き IFRB 委員を送ることとなり、世界の無線通信の発展に貢献することとなった。

(5) 長・中波放送に関する地域主管庁会議(第一期)

地域主管庁会議は、世界主管庁会議のように業務規則を改正する権限はないが、業務規則の規定の範囲内で、地域的性質を有する特定の問題について審議し、決定することを任務としているものである。今回の会議は、第一地域(ヨーロッパ・アフリカ)及び第三地域(アジア・大洋州)における長・中

波放送用の周波数割当計画作成のための地域主管庁会議の第一会期として、この会議の第二会期（1975年10月）における周波数割当計画作成の基礎とする技術上、運用上の基準等を定めることを目的とし、1974年10月7日から25日までジュネーブにおいて連合員86か国等の参加の下に開催された。

会議の最重要課題は、現在第一地域では 9 kHz、第三地域では 10 kHz となっている中波放送用の使用周波数の間隔を統一することであり、これについては各地域の利害が大きく対立したが、最終的には各国間の調整がなり 9kHz に統一することとなった。また、これに関連して使用周波数を 531kHz、540 kHz、549 kHz... のように 9 kHz の整数倍とすることも決まった。この結果、現在周波数間隔の不統一、使用周波数の不統一に起因しているビート混信を排除できる見通しが得られるに至ったことは今次会議の最大の成果と言える。このほか会議は、周波数計画を作成するために必要な技術基準として変調方式、音声帯域幅、同一チャンネル混信保護比、隣接チャンネル混信保護基準、電界強度の最小値、電波伝搬の測定方法、周波数割当計画の作成方法等を決定した。

また、周波数要求の様式を定め、各国はこれに基づいて周波数要求書を1975年5月1日までに国際周波数登録委員会に提出することになった。第二会期では、各国から提出された周波数要求を基に今次会議で決定された技術基準を適用して、国別の具体的な周波数割当計画を作成することとなるが、各国の周波数要求は膨大なものとなることが予想され、一方、使用できるチャンネルには限りがあるので、すべての要求を満たすことは至難であり、各国の要求をいかに調整し、妥協点を見いだすかが最大の焦点となる。

我が国は、現在 100 波の中波放送用周波数を使用し 486 局の放送局を運用しているが、この会議の成り行きいかんによっては、今後における我が国の音声放送全体の実施体制に影響をもたらすことも予想されるので、妥当な国際協調を図りつつ、我が国の電波権益を確保するために慎重に対処する必要がある。

(6) 国際無線通信諮問委員会 (CCIR) 第十三回総会

CCIR 第十三回総会は、1974年7月15日から26日までスイスのジュネーブにおいて開催された。

CCIR 総会は、各研究委員会の中間会議、最終会議を経て通常3年の周期で開催され、13の各研究委員会から提案される文書の採択のほか、CCIR における組織、技術協力及び財政に関する問題を審議し、最終決定を行うことを主たる任務としている。今回の総会では、約70か国、300名近い代表が参加したが、我が国からは19名の代表が出席した。

ここで取り上げられた問題のうち、中波放送に関する技術基準に関するものは、1974年10月及び1975年10月に開催される長・中波放送に関する地域主管庁会議における審議の基礎としようとするものであったが、混信保護比の値が決定されたのみで、周波数間隔、カバレッジ（ラジオなどの有効聴取範囲）等その他の問題については、各国の合意が得られず、その決定が1974年10月の長・中波放送に関する地域主管庁会議（第一会期）に持ち越された。

また、同会議では電波天文業務と我が国が打上げを予定している気象衛星 (GMS) との混信問題が審議されたが、これについては我が国の立場を十分説明することにより、1974年2月の CCIR 最終会議の勧告案を一部修正することができ、混信問題解決の糸口を見付けることができた。

なお、この総会において研究問題、報告、勧告等のテキスト1,092件が採択されたが、このうち約390件の問題について今後継続して調査、研究を進めることとなった。

(7) 国際電信電話諮問委員会 (CCITT)

CCITT は、電信及び電話に関する技術、運用及び料金の問題について研究し、意見を表明することを任務としている。

1974年度においては、各研究委員会の会合日数は292日、各主管庁から提出された寄与文書は1,662の多くを数えたが、特に活発な討議が行われたのは、新データ通信網に必要な技術、電子交換技術、データ伝送技術及びPCM

(パルス符号変調) 技術等新しい技術の分野を取り扱う研究委員会においてである。

我が国は、ほとんどすべての会合に参加するとともに多数の寄与文書を提出し、CCITT の活動に積極的に貢献している。

4 国際電気通信衛星機構 (INTELSAT)

(1) 概 要

インテルサットは、1964年8月「世界商業通信衛星組織に関する暫定的制度を設立する協定」及び「特別協定」に基づいて暫定制度として発足した。その後、関係国は暫定制度を恒久制度に移行させるため数次にわたり国際会議を開催し、協議を重ねた末、1971年5月、「国際電気通信衛星機構 (International Telecommunications Satellite Organization : INTELSAT) に関する協定」及び「国際電気通信衛星機構に関する運用協定」を採択した。両協定は1973年2月発効し、ここにインテルサットは恒久制度として確立された。

両協定のうち、前者はインテルサットに参加する国の政府が署名する政府間協定であって、機構の組織構成等の基本的事項を規定し、後者は政府又は政府が指定する電気通信事業者が署名し、機構の財政的、運用的側面に関する細目的事項を定めている。

我が国は、1971年8月、受諾を条件として政府間協定に署名するとともに、暫定制度の場合と同じく、インテルサットに出資しその運営に参画する電気通信事業者として、国際電信電話株式会社を指定し運用協定に署名せしめた。

(2) インテルサットの組織構成

現在、インテルサットの組織は、政府間協定の全締約国で構成する締約国総会、運用協定の全署名当事者で構成する署名当事者総会、出資率の大きさ又は地域的配分により選定される署名当事者の代表で構成する理事会及び理事会に属し管理業務を遂行する事務局の4者構成となっている。

なお、経過的措置として、恒久制度発効後6年間、事務局の管理業務の一部（技術・運用面）は、コムサット（米国の署名当事者）により行われる。

締約国総会は、インテルサットに関する問題であって主権国家としての締約国に主として関係のあるものを審議し、インテルサットの一般方針及び長期目標を審議する権限等を有し、そのメンバは1975年3月31日現在89である。

署名当事者総会は、理事会から提出されるインテルサットの活動に関する年次報告及び年次財務諸表を審議し、署名当事者又は署名当事者の集団に対し理事会において代表される資格を与える最小出資率並びに資本限度額の増加について決定する権限等を有する。総会の第二回会期は、1974年4月メキシコで開かれ、前述の最小出資率を1.106%とすることに決定した。

理事会はインテルサットの活動に関する方針及び計画を採択し、調達契約

第2-8-1表 インテルサットに対する理事の出資率

(1975.3.31 現在)

理 事	出資率	理 事	出資率
米 国	33.61%	ヴェネズエラ/チリ/コロンビア	2.28%
英 国/アイルランド	10.96	ベルギー/オランダ/ルクセンブルグ	2.28
フ ラ ン ス/モ ナ コ	5.18	メ キ シ コ/ペ ル ー	2.25
日 本	4.84	東 南 ア ジ ア グ ル ー プ	2.19
オ ー ス ト ラ リ ア	3.25	ア ラ ブ グ ル ー プ	2.19
西 独	3.17	ア ル セ ン テ ィ ン	1.54
イタリヤ/ヴァチカンシティ	3.05	イ ス ラ エ ル	1.53
ブラジル/ポルトガル	3.02	北 欧 グ ル ー プ	0.89
アジア/太平洋グループ	2.88	アフリカグループ I	0.81
カ ナ ダ	2.72	アフリカグループ II	0.93
ス ペ イ ン	2.69	計	94.92
ギリシャ/スイス/オーストリア/リヒテンシュタイン	2.66		

並びに予算を承認する権限等を有し、そのメンバは、1975年3月31日現在、出資率の大きさによって選出される理事19、地域グループの代表である理事3の計22である。これらの理事が代表する国は全部で62か国であり、出資額は全体の94.92%を占め、その内訳は第2—8—1表のとおりである。

理事会は、1974年度においては第九回から第十四回まで6回開催された。このほか理事会には、技術、計画、財政の諮問委員会があり、1974年度中にそれぞれ、第七回から第十回まで4回、第二回から第三回まで2回、第六回から第七回まで2回開かれた。理事会はこれらを通じてインテルサット衛星系の正常な運用を確保するとともに現在のIV号系衛星の次期衛星であるIV—A系衛星を6個調達する契約及び3個を追加調達するオプションを含めることを承認し、更にV号系衛星のシステムディフィニッションの研究を重点的に行った。またマレーシア、ノルウェー、チリ、ザイールに対するトランスポンダ賃貸を承認した。

事務局は、アストラライン事務局長の下に着々と陣容を整え、1974年8月1日をもって協定附属書Aに掲げられる任務のすべてをそれまでの管理者であるコムサットから引き継ぐことを完了した。

(3) インテルサットの活動状況

1975年3月31日現在、電話換算約5千回線の容量を持つIV号系衛星が運用に供せられており、大西洋上2個、太平洋上、インド洋上各1個の計4個(及び予備用3個)が配置されている。しかしながら、大西洋地域においては、IV号系衛星では通信需要をカバーできなくなるので、電話換算約7千回線の容量を持つIV—A系衛星が1975年半ばに打ち上げられる予定になっている。IV—A系衛星の最大の技術的特徴は、スポットビームが主体となり、周波数の同時使用が可能となる点にある。

大西洋地域においては、IV—A系衛星を1975年に導入しても、1979年ごろには再び飽和状態になると予測されている。このため、インテルサットは、電話換算約1万2千～1万3千回線の容量を持つV号系衛星を1979年に打ち上げることを目標として目下検討を急いでおり、その提案要請書(RFP)

を1975年中に決めることになっている。このV号系衛星では、衛星通信としては初めての11/14 GHz帯が使用される。

大西洋、インド洋、太平洋上の各衛星の使用状況は、第2—8—2表のとおりであり、これら衛星の利用国は63か国に達しており、このうちインテルサットのメンバは59か国である。

なお、インタースプートニクを中心国であるソ連が米国とのホットライン用に非標準地球局を設置し、1974年12月から運用を開始したことが注目される。

第2—8—2表 インテルサット衛星の使用状況

(1975. 3. 31 現在)

区 分	大 西 洋		インド洋	太 平 洋	計
配 置 衛 星	IV—F ₃	IV—F ₇	IV—F ₅	IV—F ₈	—
衛星打上げ年月日	1971. 12. 21	1973. 8. 23	1972. 6. 13	1974. 11. 21	—
接続する地球局数	59		30 (1)	17 (1)	106 (2)
使用ユニット数	7,890 (3)		2,608 (183)	2,208 (386)	12,706 (572)

- (注) 1. ()内は国際電電の再掲である。
 2. 各使用ユニット数には、トランスポンダリースによる次のユニット数が含まれる。
- | | | |
|-------------|-----------|---------|
| 大西洋使用ユニット数 | スペイン—メキシコ | 180ユニット |
| インド洋使用ユニット数 | アルジェリア | 360ユニット |
| 太平洋使用ユニット数 | 米本土—ハワイ | 360ユニット |

5 その他の国際機関

(1) 国際連合宇宙空間平和利用委員会

宇宙空間の平和利用に関する法律問題、科学技術面の国際協力等を検討し、国連総会にこれを報告することを任務としている国際連合宇宙空間平和利用委員会においては、補助機関として法律小委員会及び科学技術小委員会

が設けられ、これらの問題についてそれぞれ専門的に検討が行われている。1974年度中には次の諸活動が行われた。

宇宙に関する法律面の問題の審議を任務とする法律小委員会は、第十三会期会合及び第十四会期会合が開かれた。前会期に引き続き審議された項目のうち月面における活動の規制等を目的とする「月条約」については、両会期ともに対立点が解消されず採択されるまでには至らなかったが、ロケット・人工衛星の国際登録制度の確立を目的とする「宇宙物体登録条約案」については第十三会期において全会一致で採択され、その後国連総会の決議を経て署名のために開放された。衛星による直接テレビジョン放送を規律する原則の作成作業については、第十三会期から審議に入った。第十三会期においては、国際法の適用、国際協力等の項目について、また第十四会期においては、これらを含め原則となるべき事項について具体的に審議が進められ、幾つかの基本的対立点を残しつつも一応の原則案の案文が作成された。衛星による地球の遠隔探査の法的側面の検討については、第十四会期において初めて実質的審議が開始された。

科学技術面での国際協力等の審議を任務とする科学技術小委員会は、第十一会期会合が開催され、人工衛星による地球の遠隔探査に関する作業部会の報告、国連宇宙応用計画、科学技術小委員会の役割等について審議された。我が国は国連フェロシップによる「衛星通信コース」研修生を受け入れる用意があることを表明した。

(2) 国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)

ユネスコ (加盟国 136) は、国際連合の専門機関の一つで、教育、科学、文化及びコミュニケーションの各分野にわたって多様な活動を行っている。特に放送に関しては、ユネスコは早くから放送の利用の側面に着目し、教育放送の開発途上国における放送の役割など様々な内容についてセミナー、ワークショップの開催、研究の推進等を行ってきたが、近年においてはこの関連で特に衛星の果たす役割に関心を深め、1972年パリで開催されたユネスコ第十七回総会では、「情報の自由交流、教育の普及及び文化的交換の増大のた

めの衛星放送の利用に関する指導原則宣言」を採択している。1974年度中には次の諸活動が行われた。

ユネスコ総会は、ユネスコの政策と主要な方針の決定、国際条約や加盟国に対する勧告の採択等を任務とし、2年ごとに開催されている。第十八回総会は、1974年10月から11月にかけて5週間バリエーションで開催された。総会中コミュニケーション関係では、マスメディアの平和強化への利用原則宣言案、ラジオ・テレビジョンに関する統計の国際的標準化に関する国際文書、教育・科学・文化的資料の輸入に関する協定の議定書等の問題について審議されたが、これらはいずれも更に政府専門家会議を開き十分審議することとされた。ユネスコと世界知的所有権機関（WIPO）は、衛星により送信された番組伝送信号の無断伝達を禁止することなどを目的として、1971年以来3回にわたって共同で政府専門家委員会を開き条約案の起草を行ってきたが、1974年5月条約締結のための外交会議をブラッセルにおいて開催し、「衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約」を採択した。

（3） 政府間海事協議機関（IMCO）

近年、船舶の航行の増加、自動化等に伴い、海上移動通信においては、混雑の緩和、質及び速度の改善、遭難及び安全通信の改善等の必要性に迫られている。海上を航行する船舶の安全のための国際協力を図ることを目的としている IMCO においては、常設機関である海上安全委員会に無線通信小委員会、海事衛星専門家パネル等が設けられ、これらの問題について検討がなされている。1974年度においては次のような諸活動が行われた。

海上における無線通信の全般的な問題を検討することを任務とする無線通信小委員会においては、第十三会期及び第十四会期が開催され、海上遭難通信制度改善の一環としての無線電信装置を備え付ける船舶における無線電話装置の追加備付け及び非常用位置指示無線標識（EPIRB）の在り方の検討、ITU の世界海上無線通信主管庁会議の決定事項に対する IMCO の今後の措置、航行警報伝達のための国際的調整、漁船に対する無線設備の要件の検討等が行われた。500トン～1,600トンの貨物船の無線電話局に安全の面から通

信士を2名配置することについては、「専従の通信士が乗船している場合は2名の配置は必要としない。」旨の我が国の修正提案が承認された。

IMCO においては、漁船の安全のための国際条約を1976年に締結することとしており、この条約作成作業の一環として漁船の無線設備の要件について、1974年の無線通信小委員会及び漁船安全小委員会において審議が活発に進められた。審議中の主要な事項としては、無線設備を強制する漁船の範囲、無線設備の種類及び技術条件、国際遭難周波数における聴守の義務化等の問題があるが、これらについては、1975年度において更に審議を重ね、条約草案を作成することとしている。

一方、海上移動通信の諸問題の改善を図るため、これに宇宙通信技術を導入することが国際的な課題となっているが、この問題を検討するために設けられた海事衛星専門家パネルにおいては、第五回の会合が持たれ、海事衛星システムの運営組織設立に関する協定案、運用要件、技術基準等について一応の検討を終え、1975年4月開催予定の国際海事衛星システム設立に関する政府間会議に対する最終的な報告書がまとめられた。

以上の各事項は、世界有数の海運漁業国である我が国として大きな利害関係を有するものであるので、我が国は前記の各会合にそれぞれ代表を送り、必要に応じ文書を提出して意見の反映に努めた。

(4) 国際民間航空機関 (ICAO)

現在、航空の分野では、通信にあるいは航行援助に各種の電波が駆使されている。

この分野における電気通信の国際的な課題は、電子技術を十分に活用して通信の自動化を図ること、VOR、ILS等の航行援助施設の性能を向上させること、宇宙通信技術を導入することなどである。

国際民間航空が安全かつ整然と発達するように国際協力を図ることを目的とするICAOにおいては、常設の機関である航空委員会が設けられているほか、必要に応じて航空会議、地域航空会議、専門家パネル会議等が開催され、これらの問題が専門的に検討されている。

ICAO の理事会は、1974年度において、ILS の業務提供範囲の拡大を図るための ILS の関係技術基準の改正及び航空緊急用周波数 121.5 MHz をインターセプションの時に使用可能とすることを内容とする規定の追加等国際民間航空条約附属書の改正を採択している。また、同理事会は最近における航空会社の長距離運航管理通信の需要が増大し、航空移動通信用短波通信チャンネルが不足している事情にあることにかんがみ、ITU に対し、その追加割当てのために世界無線通信主管庁会議を開催するよう申し入れ、ITU においてはこの会議を開催する方向で検討がなされている。

(5) 国際無線障害特別委員会 (CISPR)

国際無線障害特別委員会は、電気に関する規格の国際的な統一とこのための協調を促進することを目的とする国際電気標準会議 (IEC) の特別委員会として設立されているものである。

目的は、各種電気機器の無線妨害に関する諸規格（許容限度、測定器、測定法）を国際的に統一して、国際貿易を促進するとともに、放送業務を含む一般無線通信業務を各種電気機器による電波雑音から保護するための国際協力を推進することにある。

また、CISPR の構成員には、CCIR が含まれており、各種電気通信業務に対する妨害の研究等の相互協力が行われ、諸会合にオブザーバを交換するなど緊密な関係が保たれている。

CISPR には、総会（3年ごと）、運営委員会（毎年）、六つの小委員会（妨害波測定器、工業、科学及び医療用機器、電力線、自動車、受信機、各種電気機器）（毎年）及び三つの作業班（雑音防止の安全、用語、苦情統計）（毎年）が設置されているが、1974年には、上記小委員会のみで構成する第一回合同委員会がロンドンにおいて開催され、我が国からは代表7名が参加し、諸規格の検討等について会議の活動に寄与した。更に、1975年には第二回合同委員会がスイスのモントルーで開催されることになっている。

国内においては、郵政省の附属機関である電波技術審議会が CISPR に関する文書及び国際規格に対する意見等を審議し、重要なものについては IEC

の国内委員会である日本工業標準調査会を通じて意見を提出し、その活動に寄与している。

本年度は67件の審議を行い、このうち可聴周波数準尖頭値電圧計の仕様については文書による意見が出され、8件については賛成する回答を行った。

また、1974年度において電波技術審議会が国内規格として CISPR 規格を採用又は準拠することを答申したものとしては次のものがある。

- ① 受信機から発生する不要ふく射の許容値及び測定法
- ② 家庭用ビデオ機器から発生する妨害波の許容値及び測定法
- ③ 25 MHz～300 MHz 妨害波測定規格
- ④ 300 MHz～1,000 MHz 妨害波測定規格

(6) 経済協力開発機構 (OECD)

経済協力開発機構は1961年に設立され、1974年3月現在で24か国が加盟している。我が国は1964年に加盟した。経済成長、発展途上国援助、貿易の拡大を目的とし、経済、社会の広範な分野において、加盟国間の政策の調整、情報及び経験の交換、資料作成、共同研究等の協力を行っている。

科学技術の問題については、科学技術政策委員会 (CSTP) が設けられており、更にその下部機関としてテーマ別に幾つかの専門グループが設置されている。

電子計算機の利用に関する事項は電子計算機利用グループ (CUG) において討議されている。1974年度には、9月に第十二回定例会合が開催されたほか、データバンクパネルにおいてデータ保護の問題が大きく取り上げられ、セミナーの開催、報告書の作成、各国の実態調査等の活発な活動が行われた。また、1975年2月にはデータ通信政策会議が開催されデータ通信について社会的意義、資源分配、制度の整備、国際問題の4テーマに分けて討議が行われた。その他都市管理情報技術パネル等においても引き続き活動がなされた。

情報に関する基本的政策については、情報政策グループ (IPG) があり、第二十一回定期会合 (1974年6月)、第二十二回定期会合 (1974年11月) のほかビューロ会合等において科学技術情報指標等各国の情報政策の比較検討

活動が行われた。

その他、サービスセクタのイノベーショングループの事例研究に「公衆電気通信におけるマイクロ波通信方式の導入」を提出するよう活動を継続中である。

(7) 国際連合アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)

国際連合アジア太平洋経済社会委員会は、1974年9月それまでエカフェといわれていた国際連合アジア極東経済委員会が名称を改めたものである。

この委員会は、国連経済社会理事会の監督下にある地域委員会の一つで、地域内各国の経済、社会開発のための協力をはじめ、これに関する調査、研究、情報収集等を行っている。現在の加盟国は、域内国26、域外国5、準加盟国8の計39か国で、我が国は1954年以来域内の加盟国として参加している。ESCAPにおける通信分野の討議は、常設委員会の一つである運輸通信委員会で行われるが、通信に関しては、この委員会の下部機構として、政府間電気通信専門家作業部会と政府間郵便専門家作業部会があり、それぞれ、域内の電気通信又は郵便の開発に関する技術及び経済関係の諸問題を専門家レベルにおいて討議し、その実施状況を検討するなどの諸活動を行っている。

通信分野における最も大きなプロジェクトは、域内の14か国を対象とする「アジア電気通信網」計画の実現と「アジア電気通信共同体」の設立である。アジア電気通信網については、1977、78年に実現を目的に、現在、計画実現のための技術的、経済的諸問題に関して、ESCAP事務局と関係各国との間の調整会議が数次にわたって開催されており、これらの活動を強化するため我が国からも2名の専門家をESCAP事務局へ派遣して協力している。また、アジア電気通信共同体は、地域内の電気通信の開発と地域電気通信網の完成を推進することを目的として地域内諸国により設立されることになっており、現在、1976年発足を目的に規約案の準備がESCAP事務局によって進められている。

第2節 国際協力

1 通信分野における国際協力

ここでいう国際協力は、開発途上国に対する技術協力と資金協力を意味する。

国際協力の理念は、究極的には人類共同体の貧困からの解放を目指して、世界各国が協力し合い、世界の平和を確立することであり、国連はこの理念に基づいて1970年代を「第2次国連開発の10年」とし、開発途上国に対する援助の質的、量的向上に先進国が努力することを決議している。我が国も開発途上国に対する経済協力全体を国民総生産（GNP）の1%までに、また、このうち政府開発援助（ODA）をGNPの0.7%まで引き上げるべく最善の努力を払う旨表明している。49年における我が国の実績を対GNP比で見ると経済協力全体で0.65%、政府開発援助は0.25%となっている。

他方、開発途上諸国は近年富裕な産油国、その他一次産品生産国、工業製品輸出国、後発開発途上国ないしMSAC（石油危機等により最も深刻な打撃を受けた諸国）等に分化する傾向を強め、国際協力の面においても複雑な問題を提起しているが、資源に乏しく開発途上国への依存度の大きい我が国にとって、国際協力の推進は国民的な課題としてその重要性、必要性を一層増しつつある。

通信は情報を伝達するものであり、送信、受信双方の施設が整備、改善され、良好かつ均質な通信手段が確保されることによってはじめてその使命を達成することができる。したがって、現在南北間に存在する通信施設、技術等に関する著しい格差を縮小することが必要であり、これを援助により実現することは、単に被援助国にとっての利益だけでなく援助国にとっても利益をもたらす、その効果は全世界に及ぶものであって、ここに通信分野における国際協力推進の基本的な意義がある。

また、通信は開発途上国の発展のための基盤として不可欠なものであり、

その整備及び拡充は開発途上国における経済・社会開発推進のインパクトの役割を果たすものである。近年、この通信の機能を自覚した開発途上諸国は通信の開発を積極的に推進しているが、通信の分野は高度に技術性が強く多額の資金を必要とするため、開発途上国が自力で開発を行うことは困難な状態にあり、先進国からの技術協力あるいは資金協力を強く望んでいる。

このような背景の中で、優れた技術力と経済力を持つ我が国に対して開発途上国は大きな期待を寄せており、通信分野における国際協力の役割は今後ますます増大していくものと思われる。

2 国際協力の実績

(1) 概 況

国際協力は、研修員の受入れ、専門家の派遣等を行う技術協力と開発プロジェクトに対して資金を供与する資金協力の二つに大別される。また、援助の主体からみると日本政府と相手国政府との2国間の合意によるもの、すなわち2国間ベースによるものと、国際機関を通じて行うもの、すなわち多国間ベースによるものとに分けられるが、このうち、通信分野における多国間ベースによるものは、ITU、UPU等を通じて行う技術協力が主体となっている。

ア. 技術協力

技術協力の形態としては、研修員の受入れ、専門家の派遣、開発調査団の派遣並びに海外技術協力センタの設置及び運営がある。

研修員の受入れは、開発途上国から研修員を我が国に受け入れて訓練し、技術を習得させるもので、これには個別研修と集団研修がある。通信分野では49年度に個別、集団を合わせて286名受け入れており、政府全体の受入れの中でも極めて高い割合を占めている。

なお、集団研修として開発途上国の通信関係幹部を招へいし技術的知識及び情報の提供・交換を行うとともに、開発途上国が当面している諸問題について討議、研究する幹部セミナーも実施している。

専門家の派遣は、開発途上国へ専門家を派遣してその国の職員の訓練、通信施設の建設、保守及び運用面の指導、開発計画の企画、助言等を行うもので、最近では政策顧問的な任務も増えている。49年度においては、108名の専門家が派遣されているが、派遣数は増加の傾向にあり、専門家人材の確保及び養成の必要性が一段と強まってきている。

開発調査は、開発途上国の通信開発計画について調査団を編成し、現地作業及び国内作業を行ってその計画の推進に寄与するもので、これにはプロジェクト・ファイナニング調査、予備調査、投資前調査、実施設計等がある。49年度において実施した開発調査は7件で、31名の専門家がこれに参加している。

海外技術協力センタは、開発途上国の社会・経済開発に必要な技術者の養成、科学技術の研究開発等を行うために開発途上国に設置されるもので、通信分野においては、技術者の養成を行う訓練センタがタイ及びメキシコの両国に、また、通信技術の研究開発を行う研究センタがパキスタン及びイランの両国にそれぞれ設置されており、これらのセンタに対して、49年度に、44名の専門家を派遣してその運営に協力した。

イ. 資金協力

開発途上国に対する資金協力の主要な形態には、贈与等の無償協力と円借款等の有償協力とがあるが、通信分野における資金協力は主として円借款により行われている。円借款は、我が国政府と相手国政府との話し合いに基づき、海外経済協力基金又は日本輸出入銀行が、相手国政府又は関係機関と円貨建ての貸付け協定を結んで実施される。

49年度においては円借款供与がアルジェリア国ほか4か国の11件の通信関係プロジェクトに対して約束された。このほか、タイ国モンクット王工科大学（旧タイ電気通信訓練センタ）に対して、講堂、体育館等の建築及び実験訓練機械購入のため7億9千万円の無償協力（贈与）が行われた。

(2) 技術協力

ア. 研修員の受入れ

(7) 郵便関係

政府ベースによる郵政幹部セミナーの開催と個別研修員の受入れは、38年度から実施しており、48年度までに102名を受け入れている。49年度には中近東・アフリカ地域を対象とする郵政幹部セミナーを開催し、郵便事業の経営に関する諸問題とその解決策をテーマとして討議、研究を行ったが、このセミナーには12か国12名が参加した。

AOPU 職員交換計画では、48年度までに64名を受け入れており、49年度には、4名の受入れを行った。

国連開発計画に基づく UPU の個別研修員は、48年度までに7名を受け入れているが、49年度においては、受入れがなかった。

UPU 基金によるセミナーの開催に伴う受入れは、42年度にアジアの10か国から17名を受け入れたが、それ以後は実施されていない。

(f) 電気通信関係

電気通信分野における研修員の受入れは、29年から始まったが、48年度までにコロンボ計画で655名、中近東アフリカ計画で297名、中南米計画で328名、ITU 等の国連計画で74名、その他38名、計1,392名を受け入れている。

49年度においては、日本・メキシコ交流計画に基づく電気通信関係の特別コースの研修員の該当者がなかった。またアラブ諸国特別コースを開設し、衛星通信の研修のため、5か国8名の研修員を受け入れた。電気通信関係の研修は、当初個別研修で行っていたが、37年度に国際テレックス通信、短波無線、電話交換、国際電信電話業務の四つの集団研修コースを創設し、その後、集団研修コースの拡大、強化に努めた結果、49年度までに前記の4コースのほかにマイクロウェーブ第一、第二、搬送電話、電話線路、衛星通信第一、第二、市外網計画設計、電気通信幹部セミナー及び電気通信開発セミナーの9コースを加えて計13コースとなり、現在では集団研修中心の研修体制となっている。

49年度に実施した集団研修コースの内容、期間、受入れ人員等は、次の

とおりである。

① 国際テレックス通信コース

国際テレックス通信に必要なパラメトロン、トランジスタ、集積回路、ARQ装置、テレックス交換設備等に関する講義、実習を行い、知識と技術を習得させることを目的とする約3か月のコースで、11か国11名が参加した。

② 短波無線コース

国際固定通信用短波送受信機、アンテナ機器等の運用と保守に関する知識と技術を習得させることを目的とする約2か月半のコースで、10か国10名が参加した。

③ 電話交換コース

クロスバ交換機を中心として電子交換機を含む最新の電話交換設備に係る広範な知識を習得させることを目的とする約3か月のコースで、10か国10名が参加した。

④ 国際電信電話業務コース

国際電報、国際電話、テレックス等国際電気通信業務全般の運営及び管理に係る知識と技術の紹介を目的とする約3か月のコースで、10か国11名が参加した。

⑤ マイクロウェーブコース（第一及び第二）

マイクロウェーブ通信技術の導入、改善、開発に携わる技術者を対象とし、我が国のマイクロウェーブ通信に係る技術と知識を習得させることを目的とする約3か月のコースであるが、第一コースは中南米諸国以外を、第二コースは中南米諸国を対象としている。49年度の受入れ人員は、第一が12か国13名、第二が12か国17名であった。

⑥ 搬送電話コース

搬送電話の設計、据付け、保守等に関する最新の技術と知識を習得させることを目的とする約3か月のコースで、11か国12名が参加した。

⑦ 電話線路コース

最新の電話屋外施設について、その理論、設計、保守に関する知識と技術を習得させることを目的とする約3か月のコースで、12か国16名が参加した。

⑧ 衛星通信コース（第一及び第二）

衛星通信に係る基礎的知識を付与することを主眼とし、衛星通信機器の操作及び保守技術を詳細にわたり習得させることを目的とする約3か月のコースであるが、第一コースは地球局保持国を、第二コースは地球局未保持国を対象としている。49年度の受入れ人員は、第一が11か国12名、第二が11か国12名であった。

⑨ 市外網計画設計コース

市外電話網の計画、設計に必要な知識と技術を習得させることを目的として48年度に新設された約3か月のコースであり、14か国15名が参加した。

⑩ アジア電気通信開発セミナー

アジア地域の開発途上各国の電気通信主管庁又は電気通信企業体の局長級幹部を対象とし、我が国の電気通信の現状紹介と併せて、各国電気通信運営上の諸問題を提出討論し、各国の電気通信の開発に寄与することを目的とする2週間のセミナーで、10か国10名が参加した。

⑪ 電気通信幹部セミナー

アジア地域以外の開発途上各国の電気通信主管庁又は電気通信企業体の局長級幹部を対象とし、我が国の電気通信の現状紹介と併せて、各国の事業運営上の諸問題を提出討論し、各国の電気通信の発展に寄与することを目的とする2週間のセミナーであり、49年度は、中南米各国を対象として、これらの国から8か国8名が参加した。

49年度の研修員受入れは、コロンボ計画で59名（パキスタン及びイランのカウンターパート研修計画の6名を含む。）、中近東アフリカ計画で60名（アラブ諸国特設コース8名を含む。）、中南米計画で57名（49年度の日本・メキシコ交流計画による受入れはなかった。）、国連計画で14名、合計 190

名（集団165名、個別25名）となっている。

(ウ) 電波・放送関係

開発途上国の放送事業体における深刻なマンパワーの量的、質的不足を補うため、36年ごろから相手国の個々の要請に応じて研修員を受け入れていたが、38年度以降、集団研修コースを設け、開発途上国に対し積極的に研修の場を用意することとした。その結果、49年度末現在、7コース（ラジオ放送技術コース、テレビジョン放送技術コース、教育テレビジョン放送番組コース、テレビジョン放送管理コース、電波監視コース、中近東放送管理コース、放送幹部セミナー）が設けられている。49年度末までにこれら集団研修コースにより計464名を受け入れた。なお、電波監視コース及び中近東放送管理コースは49年度に新設したものである。

また、集団研修コースに含まれない部門（海上無線、電波監理等）については、個別研修を行っており、49年度までに計138名を受け入れた。

49年度に実施した集団研修及び個別研修の概要は、次のとおりである。

① ラジオ放送技術コース

電波伝搬、高周波回路、中波放送機、その他中波を中心とするラジオ放送技術の基礎理論に関する講義及び実習等を通じ、ラジオ放送に必要な知識及び技術を習得させることを目的とする約2か月のコースであり、10名が参加した。

② テレビジョン放送技術コース

テレビジョン放送技術の基礎知識及びテレビジョン放送機器の運用、保守に関する最新の技術を習得させることを目的とする約4か月のコースであり、14名が参加した。

③ 教育テレビジョン放送番組コース

教育テレビジョン放送番組に関する映像効果、アニメーション技術、番組編成等に関する講義、実習等を通じ、教育テレビジョン放送番組制作に必要な知識、技術を習得させることを目的とする約3か月のコースであり、14名が参加した。

④ テレビジョン放送管理コース

放送法制，財政，世論調査，放送番組，テレビジョン放送技術の概要等テレビジョン放送の管理運営に当たる中堅幹部職員として必要な知識及び技術を習得させることを目的とする約2か月のコースであり，10名が参加した。

⑤ 電波監視コース

日本の電波監視，電波監視の制度，電波監視業務の内容等の紹介を行うとともに，電波監視業務を行うに必要な知識を習得させることを目的とする約2か月のコースであり，10名が参加した。

⑥ 中近東放送管理コース

中近東地域開発途上国の放送事業の企画経営に当たる幹部職員に対し，放送法制，世論調査，放送番組，放送技術の概要等放送事業の運営に当たって必要とされる知識を習得させることを目的とする約1か月のコースであり，5名が参加した。

⑦ 放送幹部セミナー

放送事業に携わる各国高級幹部職員に対し，我が国の放送の現状を紹介し，放送に関する諸問題についての討論を通じて，各国の放送事業の発展に寄与することを目的とする2週間のコースであり，9名が参加した。

上記の集団研修以外に個別研修として受入れを実施したものは，8名であるが，その内訳は，ラジオ技術1名，ラジオ・テレビジョン製作技術1名，無線技術1名，海上無線電信1名，テレビ局機器の保守運用3名，テレビジョン放送管理1名である。

イ. 専門家の派遣

(7) 郵便関係

49年度においては，AOPU 職員交換計画で4名（韓国へ2名，タイへ2名），また，UNDP/UPU 計画で1名の専門家が派遣されている。UNDP/UPU 計画による1名は，アジア・極東地域専門家としてマニラに駐在し，

フィリピン、韓国、インドネシア、パプア・ニューギニア、南ヴェトナム、ラオス、カンボディア並びに太平洋の諸国及び領土を受け持ち、これらの地域内の郵便開発を担当している。なお、UPU 準専門家としてフィリピンへ1名、50年5月から1年間派遣することが49年末に決定された。

UPU 基金によるものは、45年度にセミナ講師1名が派遣されたのみで、それ以後は派遣されていない。

(i) 電気通信関係

電気通信専門家の開発途上国への派遣は、30年代半ばから活発化したが、49年度末までにコロンボ計画で185名、中近東アフリカ計画で43名、中南米計画で70名、国際機関計画で2名、UNDP/ITU 計画で146名、計446名（同一人が2年度にわたり派遣された場合には2名とした。）の専門家が派遣され、開発途上国の電気通信の開発に大きく貢献している。

49年度についてみると、48年度から継続のものを含めて、コロンボ計画で22名、中近東アフリカ計画で9名、中南米計画で12名、UNDP/ITU 計画で22名のほか、新たに国際機関計画による2名の ESCAP 派遣が開始され、計67名の専門家が派遣されており、その内訳は第2—8—3表のとおりである。

第2—8—3表 49年度の電気通信専門家派遣実績

区 別	人員数	任 務
コロンボ計画	計 22名	
インドネシア	1	ジャカルタ電話網計画指導
ネパール	5	短波無線機器供与事前調査
"	8	同建設工事指導
パキスタン	8	通信施設復旧調査
中近東アフリカ計画	計 9	
クウェイト	2	トラフィック指導
エチオピア	2	マイクロウェーブ、搬送訓練教官
ジョルダン	2	衛星通信地球局保守運用指導
ウガンダ	1	電話交換計画指導
ケニア	1	"
タンザニア	1	"

区 別	人員数	任 務
中南米計画	計 12名	
ボリヴィア	1	電話交換計画指導
ペルー	2	電話交換及びマイクロウェーブ計画指導
"	5	電気通信研究訓練所打合せチーム
グアテマラ	2	電話網計画指導
コロンビア	2	電気通信計画指導
国際機関計画	計 2	
国連アジア太平洋 経済社会委員会 (ESCAP)	2	電気通信網計画調査
UNDP/ITU 計画	計 22	
インドネシア	3	電気通信訓練センタ教官長及び教官
アフガニスタン	1	搬送教官
ヴェネズエラ	1	無線教官
"	1	電話教官
クウェイト	1	電信教官
"	1	無線 (OPAS)
イラク	1	教官長
"	1	無線中継方式訓練
スリ・ランカ	1	無線教官
"	1	電話交換技術訓練
シンガポール	1	電信, テレックス, データ伝送方式教官
"	1	交換教官
ボリヴィア	1	電信教官
"	1	電話交換教官
中米諸国	1	伝送教官
パラグアイ	1	無線中継方式訓練
南ヴィエトナム	1	トラフィック訓練
"	1	電信テレックス訓練
エジプト	1	無線通信教官
ザンビア	1	トラフィック運用訓練
合 計	67名	

(ウ) 電波・放送関係

電波・放送関係の専門家派遣は、35年から始まり、既に14年を経ている。この間、開発途上国からこの分野における要請は強く、年平均15名を各国に派遣している。

49年度末までに、コロンボ計画で187名、中近東アフリカ計画で30名、中南米計画で31名、ITU ベースで1名、計249名（同一人が2年度にわたり派遣された場合は2名とした。）の専門家を派遣した。

これらの派遣専門家は、主として相手国政府の放送関係技術者層の不足を補うため、相手国放送事業体において、テレビジョン放送技術、テレビジョン放送番組制作、放送局の建設・保守及び運用、要員の訓練、市場調査、地方局の監督等について指導を行うものであるが、特に最近は政策顧問的な任務の要請も増加しつつある。

49年度についてみると前年度からの継続派遣のものを含めて、コロンボ計画で24名、中近東アフリカ計画で7名、中南米計画で5名、計36名の専

第2-8-4表 49年度の電波・放送専門家派遣実績

区 別	人員数	任 務
コロンボ計画	計 24名	
インドネシア	1	テレビジョン技術指導
"	5	放送網計画指導
"	2	中波放送網及びテレビジョン放送網に関するプロジェクト調査
"	1	電波・放送関係調査
タ イ	1	電波・放送関係調査
マレーシア	2	テレビジョン技術指導
"	1	電波・放送関係調査
イ ラ ン	3	帰国研修員巡回指導
パングラデシュ	5	テレビジョン放送関係機器据付け
"	3	帰国研修員巡回指導
中近東アフリカ計画	計 7	
ト ル コ	3	帰国研修員巡回指導
ウ ガ ン ダ	1	VTR 技術指導
"	3	テレビジョン技術指導
中南米計画	計 5	
ペ ル ー	2	テレビジョン置局計画指導
"	2	ペルー電気通信研究所に対する協力に関する調査
パ ナ マ	1	教育テレビジョン番組指導
合 計	36名	

門家が派遣されたが、その内訳は、第2—8—4表のとおりである。

ウ. 開発調査

(ア) 電気通信関係

電気通信分野の開発調査は、37年度にボリビアに対して実施した電気通信計画調査が最初であるが、以来49年度の5件を加え、同年度末までに29件を数えている。

これらの調査は、国内網開発計画、地域電気通信網開発計画、マイクロウェーブ回線網建設計画、同軸ケーブル計画、衛星通信地球局建設計画等その分野は多岐にわたっており、これらの計画に関して、それぞれ基礎調査、フィージビリティ調査、基本設計又は技術仕様書の作成等を行ったもので、その概要は、第2—8—5表のとおりである。

第2—8—5表 49年度までの電気通信関係開発調査実績

年度	調査別	派遣期間	人員数	内 容
37	ボリヴィア 電気通信計画調査	70日	5名	ボリヴィア主要都市間のマイクロウェーブ回線網計画についての調査
38	フィリピン 東南アジア海底ケーブル計画調査	20	4	東南アジア海底ケーブル計画実施のため陸揚国として重要な位置にあるフィリピンについてケーブル陸揚地選定のための調査勧告
	ペルー 電気通信網開発計画調査	50	6	マイクロウェーブ幹線を新設して施設の拡充を図り、電気通信関係法規を整備して、サービスを向上する計画の調査
39	パキスタン マイクロウェーブ回線網建設計画調査	70	6	西パキスタンのカラチ、サッカール、ラウルピンジ、ベジャワールを結ぶマイクロウェーブ回線網建設計画の基礎調査
	パキスタン 東西パキスタン海底ケーブル計画調査	150	8	東西パキスタン海底ケーブル敷設計画に関する陸揚地の選定、陸揚局と関門局間の通信路の設定調査

年度	調査別	派遣期間	人員数	内 容
39	アラブ連合 砂漠地域通信網開発 計画調査	50日	7名	砂漠開発のため地下水の賦存状況を電気通信の利用により観測する方法及び可能性、また砂漠の航行安全のための通信手段、特に太陽エネルギーの活用について調査検討
	チ リ マイクロウェーブ回 線網建設計画調査	80	5	チリ電気通信網整備10か年計画の一環としての、マイクロウェーブ回線網建設計画についての置局予定地の踏査、通信トラフィック調査、基本設計の作成
40	タイ 東南アジア海底ケー ブル調査	30	5	東南アジア海底ケーブル計画の一環として、タイのケーブル陸揚地点の選定、陸揚局と関門局通信幹線路の建設その他必要な調査の実施
	マレーシア マイクロウェーブ回 線網建設計画調査	100	5	マレーシアのクアラルンプールよりコタバルに至るマイクロウェーブ回線網建設計画について、置局選定と電波伝搬試験に関する基礎調査
42	マレーシア ジョホール・クチン 間通信回線網建設計 画調査	100	13	ジョホール・クチン間(720km)対流圏散乱波見通し外通信施設建設調査
	東南アジア域内電気通 信網整備計画調査	35	7	東南アジア域内電気通信連絡施設整備のための台湾、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ラオス、南ヴェトナムの7か国についての関係施設整備計画調査
43	エチオピア(第一次) マイクロウェーブ回 線網建設計画予備調 査	45	5	アジスアベバ・アスマラ間(800km)マイクロウェーブ回線網建設計画の予備調査
44	エチオピア(第二次) マイクロウェーブ回 線網建設計画調査	110	8	予備調査に基づく本調査、建設費概算見積り作成及び技術仕様書作成

年度	調 査 別	派遣期間	人員数	内 容	
45	エチオピア(第一次) 中部マイクロウェーブ回線網建設計画調査	70日	9名	中部地区の3区間回線に対する技術的調査の実施及び回線技術設計書の作成	
	エチオピア(第二次) 中部マイクロウェーブ回線網建設計画調査	70	10	第一次に同じ	
46	パラグアイ マイクロウェーブ回線網、衛星通信地球局建設計画実施設計調査	70	15	衛星通信地球局及び国内マイクロウェーブ回線2ルートについての実施設計調査	
	ペルー 電気通信施設復旧及び放送施設新設計画調査	120	7	大地震により壊滅した同国北部各都市の電気通信網及び放送施設の新設計画調査	
47	タイ バンコック首都圏電話中継線網実施設計	30	2	バンコック首都圏電話網拡充計画に伴う局外施設中継線路網の実施基本計画の作成及び実施設計に関して、タイ国政府とその作業範囲等を折衝するため派遣	
			15	2	同上作業の進ちょく状況調査及び作業監理のため派遣
	中南米プロジェクト 選定確認調査	17	1	ペルー及びグアテマラ両国に対する技術協力プロジェクト選定確認のため派遣された政府ミッションに、電気通信放送関係者として参加	
	南ヴェトナム 地球局建設計画調査	21	5	南ヴェトナム衛星通信地球局建設計画について、そのフィージビリティ調査のため派遣	
	インドネシア ジャカルタ首都圏電話網拡充計画事前調査	14	3	ジャカルタ首都圏電話網拡充計画実施に関し、調査作業の範囲、受入れ条件、便宜供与等について、同国政府と折衝のため派遣	

年度	調査別	派遣期間	人員数	内 容
47	カンボディア 電気通信整備拡充計 画事前調査	9日	2名	電気通信整備拡充計画について、資料収集の上、今後の技術協力の進め方について、同国政府と折衝のため派遣
48	インドネシア ジャカルタ首都圏電 話網拡充計画	224	7	ジャカルタ首都圏電話網拡充計画に関して、ジャカルタ市内の電話需要予測調査、長期計画及び年度別設備実施計画の作成
		9	1	同上作業の進ちょく状況調査及び現地打合せのため派遣
	タイ バンコック市内電話 線路網実施設計	14	4	バンコック首都圏電話網拡充計画に伴う市内5局の電話加入者線路網の実施設計調査の実施に関して、タイ国政府とその作業範囲等を折衝するため派遣
49	ジョルダン 通信プロジェクト調 査	21	2	ジョルダンの主要都市の市内電話網増強計画についてのフィージビリティ調査
	インドネシア ジャカルタ市内ケー ブルプロジェクト調 査	15	2	ジャカルタ市内の加入者用ケーブル布設プロジェクト実施計画の審査
	インドネシア ジャカルタ首都圏電 話網拡充計画	365	7	ジャカルタ首都圏電話網拡充計画に関して、ジャカルタ市内の電話需要予測調査、長期計画及び年度別設備実施計画の作成
	タイ バンコック市内電話 線路網実施設計	13	4	バンコック首都圏電話網拡充計画に伴う市内5局の電話加入者線路網の実施設計に関する現地作業監理及び指導並びにタイ国政府との打合せ

年度	調 査 別	派遣期間	人員数	内 容
49	アルジェリア 電気通信網整備計画 調査	25日	8名	アルジェリア国東西マイクロウェーブ回線及び同軸ケーブル回線建設計画についてのフィージビリティ調査

(注)1. これらの調査に当たっては、調査完了後、報告書説明のため、エチオピア（44年度分）については44年度に14日間2名、エチオピア（45年度分第一次及び第二次）については46年度に14日間2名、パラグアイについては46年度に20日間4名、ペルーについては46年度に15日間3名、タイについては49年度に11日間3名の調査団が派遣されている。

2. タイ（47、49年度分）の実施設計作業は我が国政府の委託を受けて、民間コンサルタント会社が実施した。

(イ) 電波・放送関係

41年度に始まった電波・放送関係の調査団派遣は49年度末までに12件を数えた。これらの調査は、放送網の整備拡充計画、放送局建設計画、無線航行援助システム整備計画等に関して、それぞれ予備調査、フィージビリティ調査、実施設計等を行ったものである。これら開発調査の概要は第2—8—6表のとおりである。

第 2—8—6 表 49年度までの電波・放送関係開発調査実績

年度	調 査 別	派遣期間	人員数	内 容
41	タ イ テレビジョン放送網 建設計画調査	101日	7名	テレビジョン放送網拡充計画策定のための調査
42	パキスタン テレビジョン放送網 建設計画調査	104	8	パキスタンにおけるテレビジョン放送局の位置、放送区域中継方式の決定等のための調査
43	ウ ガ ン ダ テレビジョン放送網 拡充計画調査	111	9	テレビジョン放送網拡充計画策定のための調査

年度	調査別	派遣期間	人員数	内容
44	カンボディア 電気通信及びラジオ ・テレビジョン放送 網拡充計画予備調査	49日	6名	プノンベン・主要都市間マイクロ ウェーブ回線網建設調査及びラジオ・ テレビジョン放送網整備拡充に關す る予備調査
46	カンボディア ラジオ・テレビジョン 放送施設拡充計画 調査	25	4	プノンベンのラジオ・テレビジョン 放送施設の整備拡充計画に關する調 査並びに同計画の実施に對する具体 策の勧告
47	ザイール 放送センタ建設計画 調査 ガーナ テレビジョン放送網 拡充計画調査	64	6	ザイールの放送センタ建設計画の構 想に關する調査並びにガーナの新設 予定のテレビジョン放送局及び中継 用マイクロウェーブ回線ルートの調 査
	ザンビア テレビジョン放送網 拡充計画調査	40	7	テレビジョン放送網拡充計画の再檢 討及び同放送網の実施設計のための 調査
48	ザイール 放送センタ建設計画 調査	37	7	放送センタ建設計画作成のための調 査
	インドネシア 無線航行援助シス テム整備計画予備調査	14	1	インドネシアの主要海域をカバーす る無線航行援助システム建設計画に 關する予備調査
	ペルー（第一次） テレビジョン放送網 拡充計画調査	80	9	テレビジョン放送網拡充計画策定の ための経済的、技術的調査
49	ケニア 国营放送網拡充計画 事前調査	14	3	FM及びテレビジョン放送網拡充計 画に關するフィージビリティ調査の ための事前調査
	ペルー（第二次） テレビジョン放送網 拡充計画調査	84	5	テレビジョン放送網拡充計画第一次 調査に引き続く山岳地域の置局調査

(注) これらの調査については調査完了後報告書説明のため、ウガンダ（43年度分）については44年度に18日間2名、ザンビア（47年度分）については48年度に14日間3名、ペルー（48年度分）については49年度に20日間5名、ペルー（49年度分）については同年度に13日間2名が派遣された。

エ. 海外技術協力センター

電気通信分野における海外技術協力センターとしては、35年に開設されたタイ電気通信訓練センターが最初であるが、以来、パキスタン電気通信研究センター、メキシコ電気通信訓練センター及びイラン電気通信研究センターの3センターを加え、計4センターがあり、これらはいずれも良好に運営されており、その実績は我が国の海外技術協力センターの中でも高く評価されている。また、49年度には新たにペルー電気通信研究訓練所に対する我が国の協力の在り方を調査するため5名の専門家（短期）が派遣された。

現在協力中の各センターの概況は、第2—8—7表のとおりである。

第2—8—7表 海外電気通信訓練・研究センターの概況

センター名	開設年月	概 況
タイ国モンクット王工科大学（旧タイ電気通信訓練センター）	35年8月 （44年度に大学に昇格）	本大学通信工学科は、旧タイ電気通信訓練センターが3年制のノンブリ電気通信大学に次いで5年制の本大学に昇格したもので、この間48年度末までに総額1億9,846万円の機材が我が国から供与されている。49年度には教官として、電気通信・放送関係から交替要員も含め12名の専門家が派遣された。同大学では、校舎移転を含む大学整備計画を推進中で、現在地ノンブリからラカパン地区への校舎新築移転計画については、我が国から無償援助として実験室等の建設費及び実験用機材の購入費総額9億5,320万円の供与が約束されている。また、我が国の専門家が現在受け持っている教科目を早期にタイ側へ引き渡すためのカウンターパートの我が国への受け入れも行っており、49年度には5名が東海大学等で訓練を受けている。
パキスタン電気通信研究センター	38年11月	本センターは、同国の必要に適合する電気通信機器の研究開発を行うもので、我が国から49年度末までに総額1億7,024万円の機材が供与された。49年度には、4名の電気通信専門家が派遣されている。同国は現センターを所在地ハリプールから首都イスラマバッドへ移転させ中央電気通信研究所として整備拡充しようとする計画を有しており、我が国はこの計画に関し事前調査を行うため48年度に引き続き4

センタ名	開設年月	概況
		<p>名の専門家を短期に派遣した。 同国では、建物、実験用機材等約20億円の無償援助を我が国に期待している。 また、49年度にはカウンターパート4名を受け入れて研修を実施した。</p>
イラン電気通信研究センタ	47年9月	<p>本センタについては、50年3月センタ協定を2年間延長し引き続き同国における電気通信分野の研究開発の促進を援助することとした。 このセンタ協定に基づき、49年度末までに総額2億1,627万円の機材が我が国から供与されている。49年度には、電気通信・電波関係から交替要員を含めて15名の専門家を派遣しており、また、供与機材修理のため2名の専門家が短期に派遣された。更に、カウンターパート2名を我が国に受け入れて研修を実施した。</p>
メキシコ電気通信訓練センタ	42年12月	<p>本センタに関する協定は、46年、48年の2回延長され、この間初級～上級職員員の訓練に十分な成果を上げつつある。 我が国が供与した機材は、49年度末までに総額1億8,199万円であり、49年度には交替要員を含めて7名の電気通信専門家を派遣した。 なお、メキシコ政府は50年完成を目標に、メキシコ・シティ郊外に大規模な新校舎の建設計画を進めており、訓練内容の拡充強化を図っている。</p>

(3) 資金協力

通信分野における資金協力は、37年度にパキスタン電信電話拡張計画に対して日本輸出入銀行から供与された円借款に始まるが、その後漸次増加し、対象プロジェクトもマイクロウェーブ回線網建設、電話網拡充整備、衛星通信地球局建設、テレビジョン放送局建設等多岐にわたり、被供与国もアジア地域から、アフリカ、中南米地域に広がってきている。また、借款供与機関も当初は主として日本輸出入銀行であったものが、最近では日本輸出入銀行による借款よりも融資条件の緩い海外経済協力基金によるものが増加してい

る。49年度末までの円借款供与プロジェクトは61件であり、その内容は第2—8—8表のとおりである。

このほか、無償協力としてはシンガポール衛星通信地球局建設、タイ・ラオス間マイクロウェーブ回線建設及びタイ国モンクット王工科大学校舎等建設の三つのプロジェクトについての贈与並びにフィリピン電気通信施設拡張改善プロジェクトに対して賠償による援助が、49年度末までに行われている。

3 今後の課題

通信は経済・社会基盤施設として不可欠なものであり、その整備状況が経済・社会・文化に与える影響は極めて大きい。近年、開発途上国は通信の重要性を認識して、各国とも国内、国際を問わず通信網を充実させるためのプロジェクトを積極的に推進しはじめている。我が国は東南アジアを中心として、中近東、アフリカ、中南米の開発途上国に対し技術協力及び資金協力を行っており、国際間の相互理解、友好関係の樹立に大きな成果をあげてきた。今後ますます増大すると予想される通信分野での我が国への国際協力の要請に応じていくためには、次のような配慮が必要とされる。

第一は、海外からの研修員の受入施設の整備である。政府ベースによる通信関係の技術研修は、現在、郵政省のほか電電公社、国際電電、NHK、民間放送、通信機器メーカー等の自社職員のための訓練施設等を利用して行っている。このような状況では、今後増大する研修需要に対処していくことは困難であり、我が国がこのような要請に応じて効果的な国際協力活動を行うべくためには、通信分野における専門の研修施設を設ける必要がある。

第二は、研修員に対する事後指導の実施である。これまでに我が国で受け入れた通信分野の技術研修員の数は、既に2,000名を超える多人数となっている。これら研修員の技術研修成果を持続的に一層効果あらしめるため、巡回指導班の派遣、帰国研修員の日本での再訓練等きめ細かい事後指導を行う必要がある。

第三は、技術協力専門家の養成、確保である。通信分野における技術協力専門家の需要は、研修員の指導、現地調査、現地指導及び企画・助言活動等の面で、今後ますます増大することが見込まれる。この需要に応ずるため、通信技術はもちろん教育技法、語学、現地事情に通じた専門家を数多く養成、確保する必要がある。

第四は、個々の援助プロジェクトの策定に当たって、対象国に対する総合的、長期的視野に立った検討が必要であり、このための資料の整備及び国別、地域別計画の策定である。これにより、単に相手国からの要請に基づいて協力活動を行うのではなく、相手国の実情に即した通信システムの在り方、優先順位等を検討した上で、技術協力と資金協力の間に有機的関連を持たせた協力活動を行っていく必要がある。

第五は、コンサルタントの育成強化である。開発途上国では開発プロジェクトを実施してゆく場合、技術力不足のため当初の開発調査、計画立案から入札資料作成、更には、工事監督まで一貫した協力を行うコンサルタントを必要としている実状である。特に通信の分野は高度に技術性が強いので、国際コンサルタントの需要も非常に高いので、我が国においてもその育成強化が必要である。

第 2—8—8 表 通信分野における円借款一覧表

年度	供与約束 成立年月日	供与先	金額 (百万円)	供与 機関	年利 (%)	据置期 間(年)	返済期 間(年)	対 象	貸出状況 (49年度 末)	備 考
1962	1963. 1. 31	パキスタン (二次) 計	572 572	輸銀	6	5	15	電信電話施設拡張計画	終了	同軸搬送電話
1963	1963. 9. 21	パキスタン (三次) 計	37 37	輸銀	5.75	5	15	マイクロウェーブ回線施設計画	終了	ラワルピンジ・マリー間
1964	1964. 10. 5	パキスタン (四次) 計	864 864	輸銀	5.75	5	15	テレビジョン放送局整備計画	終了	カラチ, ダッカ
1965	1965. 4. 26 1965. 7. 4	台 湾 イ ラ ン 計	1,278 6,120 7,398	輸銀 " "	5.75 " "	3 " "	15 18	通信施設改善計画 マイクロウェーブ回線網計画	終了 "	
1966	1966. 7. 20 1966. 11. 22	ウ ガ ン ダ マ レ イ シ ア (一次)	438 1,350 3,251 2,445 404	輸銀 " " " "	5.75 " " " "	5 " " " "	18 " " " "	ウガンダテレビジョン放送網 拡充計画 西マレーシア加入者電話網拡 充計画 西マレーシア通信計画 西マレーシアラジオ・テレビ ジョン放送網整備計画 東マレーシアラジオ放送局計 画	終了 " " " "	マイクロウェーブ回線計画, 衛星地球局等
	1966. 11. 23	ナ イ ジ ャ リ ア 計	6,500 14,388	" "	" "	" "	" "	同軸ケーブル建設計画	0	ラゴス・カドナ間

年度	供与約束 成立年月日	供与先	金額 (百万円)	供与 機関	年利 (%)	据置期 間(年)	返済期 間(年)	対 象	貸出状況 (49年度 末)	備 考
1967	1967. 7. 11	韓 国	360	基金	3.5	7	20	市外電話拡張事業(I)	終了	
	1967. 10. 17	パキスタン	252	輸銀	5.5	5	18	テレビジョン放送局整備計画	"	
	1968. 1. 12	タイ (一次) 計	5,303 5,915	"	5.75	"	"	首都圏電話増設計画	"	
1968	1968. 7. 2	インドネシア	461	基金	3.5	7	20	沿岸無線網計画	終了	マカッサル, ボ ンチアナック, パレンバン バンドン・スラ バヤ間
			870	"	"	"	"	ジャワマイクロ計画	"	
	1968. 10. 30	韓 国 計	648 1,979	"	"	"	"	市外電話拡張事業(II)	"	
1969	1969. 7. 4	インドネシア	522	基金	3.5	7	20	東部マイクロ計画	終了	スラバヤ・デン パサル間
			315	"	"	"	"	沿岸無線網整備計画	"	
	1969. 12. 15	中米経済統合銀行(CABEI)	2,304	輸銀	6.5	4	15	中米5か国を結ぶマイクロウ ェーブ網建設計画	"	
	1970. 2. 7	パキスタン (九次) 計	756 648 4,545	"	5.25	5	18	電信電話発展計画 ラジオ放送網整備計画	"	
1970	1970. 6. 23	インドネシア	2,026	基金	3.5	7	20	東部マイクロ計画	一部	デンパサル・マ カッサル間 電話ケーブル, ARQ, テレッ クス, 短波等
			1,113	"	"	"	"	通信施設改善計画	"	

年度	供与約束 成立年月日	供 与 先	金 額 (百万円)	供与 機関	年利 (%)	据置期 間(年)	返済期 間(年)	対 象	貸出状況 (49年度 末)	備 考
1970	1970. 6. 25	韓 国	517	基金	3.5	7	20	市外電話拡張事業(Ⅲ)	終了	インド洋衛星用
	1970. 10. 9	シンガポール	392	"	4.5	5	"	衛星通信地球局建設計画	"	
		計	4,048							
1971	1971. 6. 30	インドネシア	239	基金	3	7	25	沿岸無線網整備計画	一部	太平洋衛星用
			未定	"	"	"	"	ジャカルタ電話ケーブル計画	"	
			"	"	"	"	"	スラウェシVHF計画	"	
	1971. 8. 9	台 湾	5,400	輸銀	5.5	3	15	電信電話拡張計画	終了	
	1972. 2. 26	南ヴェトナム	2,030	基金	3	7	25	首都圏電話網拡充計画	一部	
	1972. 3. 15	シンガポール	800	"	4.5	5	20	衛星通信地球局第二アンテナ 建設計画	終了	
	1972. 3. 29	ペ ル ー	4,000	輸銀	5.5	"	"	マイクロウェーブ回線建設計 画	一部	
	1972. 3. 29	マレイシア (二次)	614	"	"	"	18	電話網拡充計画	"	
			174	"	"	"	"	ラジオ放送中継局拡充計画	"	
			445	"	"	"	"	テレビジョン放送網拡充計画	"	
		計	13,702(インドネシア未定分を除く。)							
1972	1972. 4. 12	タ イ (二次)	6,000	輸銀	5	7	20	首都圏電話施設拡張計画	一部	
	1972. 7. 24	インドネシア	117	基金	3	"	25	沿岸無線網整備計画	"	
			508	"	"	"	"	ジャカルタ電話ケーブル計画	0	
			未定	"	"	"	"	ジャカルタ・ボゴール間同軸 ケーブル計画	0	
			"	"	"	"	"	ラジオ放送網拡張計画	0	
			"	"	"	"	"	テレビジョン放送網拡張計画	0	

年度	供与約束 成立年月日	供与先	金額 (百万円)	供与 機関	年利 (%)	据置期 間(年)	返済期 間(年)	対 象	貸出状況 (49年度 末)	備 考
1972	1972. 8. 14	中米経済統合銀行(CABEL)	610	輸銀	6.5	3	12	中米5か国テレコム計画	一部	
	1972. 11. 21	パラグアイ	1,800	基金	4	5	20	マイクロウェーブ通信施設計画	"	
			2,100	"	"	"	"	衛星通信地球局建設計画	"	
	1973. 1. 23	ザンビア	未定	輸銀	4.75	7	20	ラジオ・テレビジョン網拡張計画	0	
	1973. 1. 24	韓国計	6,200 17,335	基金	4.25	5	20	通信施設拡張計画	一部	
			(ザンビア、インドネシア未定分を除く。)							
1973	1973. 5. 11	マダカスカル	2,200	基金	4	7	25	マイクロウェーブ通信施設設置計画	一部	
	1973. 7. 27	インドネシア	未定	"	2.75	10	30	テレビジョン放送網拡張計画	0	
			"	"	"	"	"	ジャカルタ・モバイル電話交換機計画	一部	
			計 2,200 (インドネシア分を除く。)							
1974	1974. 8. 14	タイ	6,000	輸銀	4	7	20	首都圏電話施設拡張計画	0	
	1974. 8. 26	マレーシア	未定	"	5	"	"	電気通信網拡充計画	0	
			"	"	"	"	"	ラジオ放送中継局拡充計画	0	
			"	"	"	"	"	テレビジョン設備及び放送施設拡充計画	0	
	1974. 9. 20	インドネシア	"	基金	2.75	10	30	テレビジョン放送網改善計画	0	
			"	"	"	"	"	中波ラジオ放送網計画	0	
1974. 12. 9	アルジェリア	"	"	3.75	7	25	同軸ケーブル建設計画	0	オラン・コンスタンチヌ間	

年度	供与約束 成立年月日	供 与 先	金 額 (百万円)	供与 機関	年利 (%)	据置期 間(年)	返済期 間(年)	対 象	貸出状況 (49年度 末)	備 考		
			12,000	基金	3.75	7	25	マイクロウェーブ網建設計画	0	テレムセン・ア ンナバ間		
				"	"	"	"	第二地球局建設計画	0			
				"	"	"	"	第一地球局 SPADEシステム 設置計画	0			
			3,000	"	"	"	"	都市電話施設拡充計画	0			
	1974.12.17	ジョルダン 計	21,000	(マレーシア、インドネシ ア分を除く。)								

(注) 「返済期間」は、据置期間を含んだ期間である。